



電車どおり

令和3年2月25日発行 第183号

函館中央病院

発行責任者 本橋 雅 壽



総合周産期母子医療センター、北海道がん診療連携指定病院、北海道小児地域医療センター、日本医療機能評価機構認定施設、小児がん連携病院（類型 3）

基本方針

- 道南の基幹病院として急性期医療に取り組みます。
- 断らない救急医療を実践し、住民の信頼と期待に応えます。
- 総合周産期母子医療センター及び北海道がん診療連携指定病院として高度で専門的な医療を提供します。
- 「患者さまの権利」を尊重し、安心して安全なチーム医療を実践します。
- 医療環境の発展と充実のため、地域の行政・医療機関との連携を強化します。
- ワークライフバランスに配慮した職場環境づくりと人材育成に力を入れます。

中・央・病・院・前

もうすぐ3月。卒業の季節です。このコロナ禍では卒業式も様変わりしており、在校生とのエール交換や合唱などを控えるところが多いそうです。



今までの価値観で考えると制約が多くなってしまいう現状に、つい「かわいそう」や「残念」なんて言葉が出てしまい、卒業する側からすればそんな言葉は聞きたくないだろうと、反省する場面がありました。このような状況だからこそ、どんな時でも、前向きな言葉を積極的に掛けていきたいものです。

脳血管内治療ではその他、動脈瘤の中にコイルというやわらかい針金のような金属をつめて治療するコイル塞栓術や、首の狭くなった血管に留置型のステントを置くことで血管を広げる頸動脈ステント留置術等があります。脳血管内治療の分野は近年発展が目覚ましく、様々な機器の登場により次々と新たな治療が可能となってきています。今後さらなる進歩が期待できる治療です。

※令和3年1月15日 函館新聞社発行 ハコラク2月号 ドクターコラムより

院外処方せんの「一般名処方」開始のお知らせ

当院では、2021年1月25日より、院外処方せんの「一般名処方」を開始いたしました。処方せんへの記載が変わりますが、一般名処方となりましても、「先発医薬品」、「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」のどちらでも選ぶことができ、これまで通りのお薬を保険薬局にて調剤していただけます。



《一般名処方とは？》

お薬の有効成分名(一般名)を処方せんに記載する方法です。処方せんには、

【般】+「一般名」+「剤形(錠剤・散剤など)」+「含量」と記載されます。

* 医師が商品名を指定して処方する場合や、後発品が存在しないお薬などに対しては、今まで通りの商品名での記載となります。

《変更点：2021年1月25日からの処方せん》

処方せんに【般】と入っているものは、一般名の表記となります。この場合は患者様ご自身が保険薬局で先発医薬品または後発医薬品を選択することができます。

★ご不明な点がございましたら、当院薬剤部へお問合せ下さい。

脳血管内治療について

—低侵襲と早期回復、今後の進歩にも期待できる治療法—

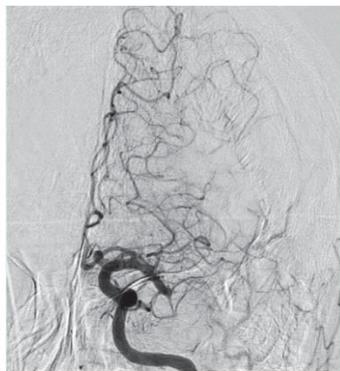
脳の手術には主に、頭蓋骨を開けて行う「開頭術」と、血管の中にカテーテルという細い管を通して治療する「血管内治療」があります。血管内治療の最大の利点の1つは「頭を開けない」治療である点です。その分患者さんの負担は軽く、治療後の回復も早いです。もちろん、全ての脳の病気が血管内治療で治せるわけではなく、病状に応じて開頭術と血管内治療を使い分けています。



脳神経外科 科長 今井 哲秋 医師

最近特に注目されているのは脳梗塞の治療です。脳梗塞は、血のかたまり(血栓)によって脳の血管がつまり、脳組織が死んでしまう病気ですが、そうなる前に血流を回復させれば、死にかけた脳組織がまた復活します。これまでは、t-PAという薬で血栓を溶かす治療があったものの、大きい血栓の場合には治療が難しかったのですが、カテーテルを利用した血栓回収療法が行われるようになり、治療が大きく変わりました。

これは、カテーテルから血栓を掃除機のように吸い込んだり、ステント(網目状の金属)を血栓のある部分に広げて投網のようにからめ取ったりすることで、つまった血管を開通させる治療法です。



血栓回収術前



術後

発症から6時間以内(状況によっては24時間以内)で条件が揃えば、この治療が可能であり、まだ広範囲の脳梗塞が出ていない状態であれば、症状の劇的な改善が期待できます。時間が経ってしまったからでは遅いので、脳梗塞を疑う症状(半身の手足が動かない、言葉が出ない等)が出現した場合には、速やかに脳神経外科へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対する当院の対応

北海道内および函館市内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当院では以下の対策を行っております。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、こちらの内容は令和3年2月25日時点の対策となっております。今後の感染状況等によっては変更の可能性もございますので、予めご了承ください。最新の情報については当院ホームページをご確認ください。

1. 新型コロナウイルス感染症に関するご相談について

新型コロナウイルス感染症に関する一般的なお問い合わせ（受診に関するご相談、本疾病の症状についてなど）や、感染を疑われる場合の相談窓口は以下にてご確認ください。

●市立函館保健所 受診・相談センター

電話番号：0120-568-019（24時間）

●北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター

電話番号：0800-222-0018（24時間）

※北海道庁ホームページより北海道内お問い合わせ先一覧をご確認いただけます。

2. 出入口について

令和2年11月6日より、出入口は正面玄関のみとなっております。

3. 入館時の検温実施について

令和2年11月9日より、入館されるすべての方に対し、正面玄関入口で自動検温器による検温を行っております。ご来院の方にはご協力をお願いいたします。なお、検温の結果、37.5℃以上ある方は個別に対応させていただきます。

4. 入院患者さまとの面会について

令和2年11月6日より、入院患者さまとの面会を禁止としております。ただし、病院よりの呼び出し等でご来院の場合は、総合案内へお申し出ください。また、病院からの呼び出しであっても、以下に該当する方は、面会をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

- ◆発熱、咳、喉の痛み、だるさ、関節痛、嘔吐、下痢等の症状のある方
- ◆マスク未着用の方

5. 外来受診について

外来診療は、全診療科において受診制限はしていません。通常通り受診いただけます。なお、受診時に37.5℃以上の発熱や呼吸器症状（咳、痰、鼻汁）がある場合には、総合案内へお伝えください。

※15歳未満のお子様は、通常通り小児科外来を受診して下さい。

6. 健康診断等を受けられる方へ

人間ドック・健康診断等は通常通り受診いただけます。

ただし、令和2年11月18日より、受診される日から2週間以内に札幌市または北海道外への往来がある方は、受診日の変更をお願いしておりますので、事前に当院健康管理センターまでご連絡下さい。

TEL：0138-52-1231（内線2275）

7. 当院で出産される患者さまへ

函館市及び北海道では、新型コロナウイルスの感染に不安を抱える妊婦で希望される方に対し、ウイルス検査を受けることで安心して出産ができるよう、検査費用を助成する事業を行っています。

詳細については以下の窓口までお問合せください。

・函館市妊産婦総合対策事業

（函館市こども未来部母子保健課 0138-32-1533）

・北海道不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査助成事業

（北海道保険福祉部子ども未来推進局子ども子育て推進課

011-231-4111（内線25-758）

※すべての妊婦の方に分娩前ウイルス検査を推奨するものではありません。あくまで妊婦ご本人のご希望があることを前提とした事業となっております。

8. 里帰り出産をご希望される患者さまへ

当院での里帰り出産をご希望される患者さまは以下の点をご留意いただいた上で、受診していただきます。

(1) 当院を受診される2週間前までには里帰りしてください。

(2) 受診予約日を34週までとし、下記のいずれかの方法にて予約をしてください。

①当院ホームページの申込フォーム

②地域医療連携室へご連絡【直通TEL：0138-55-3421】

(3) 里帰り後は、2週間自宅にて健康観察を行っていただき、発熱や咳などの風邪症状がないことを確認してから受診してください。その間に腹痛、性器出血などの症状がある場合は、当院産婦人科外来【代表TEL：0138-52-1231】へご連絡ください。

※里帰り後に発熱等の症状が出た場合は当院へご連絡をいただくと共に、保健所の指示に従っていただく場合がございます。

9. 当院で開催しているイベントについて

当院で開催されるイベントは、当面の間中止とさせていただきます。

新任医師紹介

令和3年1月15日付で

小児科 中野 貴明 医師が赴任致しました。

小児科医員 **中野 貴明** 医師



【患者さまの権利】

- ・安全で良質の医療を平等に受ける権利
- ・自らが受けている医療について、十分な説明を受け、知る権利
- ・セカンドオピニオンを求める権利
- ・自らが受ける医療に参加し自己決定する権利
- ・個人のプライバシーが守られる権利
- ・個人として常にその人格、価値観が尊重される権利

【患者さまの義務】

- ・自らの健康状態を医療者にできるだけ正確に知らせる義務
- ・医療者の説明や自らの疾病状態の理解に務める義務
- ・病院の規則や医療者の指示に従い、医療に参加・協力する義務
- ・他の患者さまの治療や医療者の業務に支障をきたさない義務
- ・受けた診療に対し、医療費を支払う義務



『電車どおり』は、皆さまのお役に立ちそうな情報を毎月掲載しておりますが、誠に勝手ながら当面の間は2ヶ月に1回の発行と変更致します。記事に対するご要望がございましたら広報誌担当事務局までお問い合わせ下さい。

連絡先：TEL 0138-52-1231（内線2248）

次号発行予定は4月23日です。お楽しみに！！